

SCOPE

未来への羅針盤「スコープ」

6

No.276 | Jun. 2024

労務のみらい

—
仕事と介護の
両立支援制度
について

特集

スマホひとつで自分でできる

better相続登記

2024年4月1日より
相続登記が義務化！

better相続登記
なら

最短
60分で
申請書が完成。



〈社長の履歴書〉
株式会社井戸商店 大橋武一氏
〈経営者のミカタ〉
国内にオフィスがない外国法人の消費税の対応について
〈相続のあれこれ〉
ご主人の名義預金ではなく妻への贈与財産？



コーポレート
サイトで
PDFファイルが
閲覧できます

2024年
4月1日より
相続登記が
義務化!

特集



スマホひとつで自分でできる

better相続登記

相続登記が義務化されたことをご存知でしょうか。
期間内に申請を行わないと、過料が科される可能性があります。
「そうは言っても、どのように手続きすればいいのか分からない…」
そんな方も多いのではないのでしょうか。
今回は、「better相続登記」というサービスをご紹介します。
「better相続登記」は辻・本郷グループの
辻・本郷 ITコンサルティング株式会社が運営する、
自分1人でスマホを使って簡単に相続手続きができるサービスです。
ぜひ、相続登記の参考にしてください。



辻・本郷 ITコンサルティング株式会社
執行役員
better相続事業部 部長

徳永 和喜

例えば…

ご自宅が亡くなったお父さま名義のまま
になっていませんか?



えっ!
なってますけど…



正当な理由なく放置した場合には
10万円以下の過料が科される可能性があります!

▶ 相続登記の義務化がスタート

不動産登記法が改正され、2024年4月1日より相続登記の義務化が始まりました。これにより、不動産を相続で取得したことを知った日から3年以内の相続登記が義務付けられ、正当な理由なく放置した場合には10万円以下の過料が科される可能性があります。

「所有者不明土地」が全国的に増加しています。これによりさまざまな弊害が社会問題化していることが、不動産登記法改正の背景にあります。

約410万haが
所有者不明土地と推計

所有者不明土地の面積は九州の面積
(約368万ha)よりも大きくなっています。
*国土交通省「所有者不明土地の実態把握の状況について」より作成

義務化といわれてもどのように手続きを進めればいいのか?

自分でできる!

スマホでカンタン!

最短60分!

better相続登記

SCOPEを
ご覧の方には
特別価格で
ご提供!

詳細は同封のフライヤーを
ご覧ください

必要事項を入力いただくだけで、スマホで簡単に相続登記ができます。
最短60分で申請書が完成。自分のペースで格安にできるWebサービスです。



▶ カンタン3ステップ

better相続登記なら、相続する不動産の名義変更が簡単な3ステップで完了します。



質問に答えて
入力していくだけで申請書が完成



必要書類は自動で
リストアップ



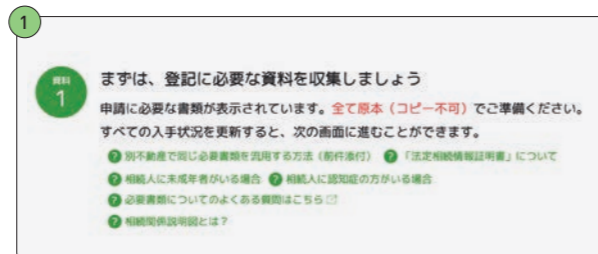
自動作成された
登記申請書類を法務局へ提出

▶ 知識がゼロでもできる理由

申請書作成の流れだけでなく、入力項目の意図することや書類の具体的な取得方法などを分かりやすく説明していますので、理解して納得しながら、確実に相続登記が行えます。

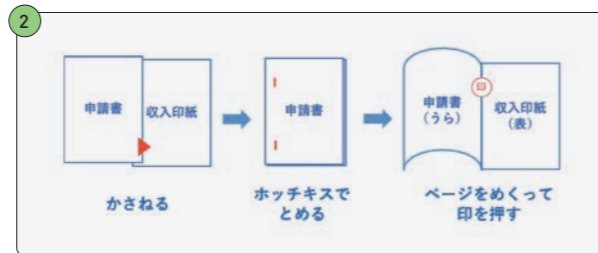
1 分かりやすく解説

すべての入力項目で「どんな内容を入力すればよいのか」「この項目はどういう意味なのか」を解説しています。



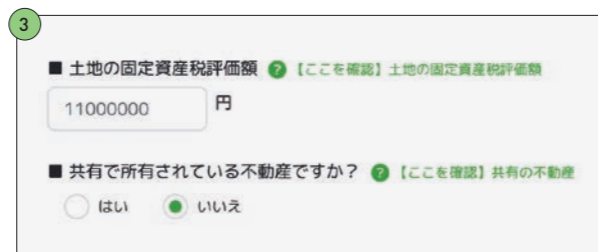
2 申請までの手順を図解で解説

申請書を作るだけでなく、どうやって書類をまとめて、どうやって法務局に提出すればよいのか、すべてしっかり解説しています。



3 登録免許税を自動で計算

登記簿謄本や納税通知書をもとに、不動産の情報を入力すると、自動で登録免許税を計算できます。



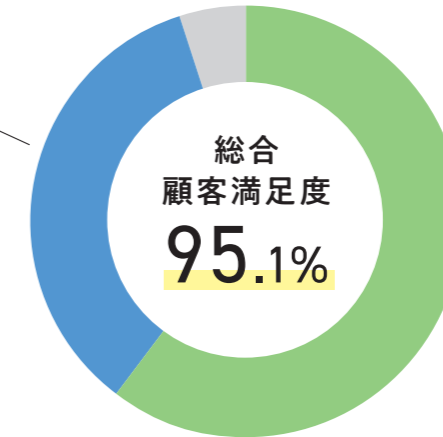
自分1人で
できそう!

▶ 圧倒的多数のお客さまが満足!

サービスをご利用いただいたお客さまの95%の方からご満足をいただいております。

※サービスにて名義変更が完了された方へのアンケート
※2022年12月現在

満足
34.6%



とても満足
60.5%



これなら
安心!

ユーザーの声

相続人が自分1人という方におすすめ



申し込んだ次の日には法務局へ提出することができました。相続人が1人の方には特におすすめです。ファストフードを食べながら記入できるくらい簡単でした。(神奈川県/男性/T・S様)

知識がない私でも簡単にできた



必要事項を入力すれば書類作成してくれるbetter相続登記を見つけて「これだ!」と思いました。簡単に入力できました。(群馬県/女性/I・C様)

スマホで簡単に書類作成できる



分からない内容についても、詳細説明があるので、非常に親切だと感じました。まったく知識がない状態から始めましたが、無事申請を終わらせることができました。(千葉県/女性/S・M様)

意外と簡単にできました



ハードルが高いと思っていましたが、サービスの内容と価格がちょうどよく、自分で相続登記の申請書を作成できたので大変満足しています。(福岡県/男性/M・T様)

詳しくはWebサイトで!

SCOPEをご覧の方には特別価格でご提供(詳細は同封のフライヤーをご覧ください)

お問い合わせ 辻・本郷 ITコンサルティング株式会社

☑ souzoku-info@jp-better.com ☎ 03-4405-2402 (平日 9:30-17:30)





社長の履歴書

51

President's Resume



出会いを大切に

環境の変化に対応する

辻・本郷 税理士法人が

お取り扱いさせていただいている企業のトップにフォーカスし、ビジネスパーソンとしての半生をご紹介します。

今回ご紹介するのは、株式会社井戸商店

代表取締役の大橋武一さんです。

経営者としての歩みの一端をご覧ください。

株式会社井戸商店
代表取締役

大橋武一氏



震災を乗り越え 事業を再建

国内および海外で獲れたイカを加工し、学校給食や外食チェーンなどへ販売している株式会社井戸商店。代表取締役の大橋武一さんは創業者となる先代社長の長女の夫で、もともとは東京でSEをしていました。「妻から『家業の跡取りがない。私たちが継げないだろうか』と持ちかけられ、環境を変えて妻の出身地である釜石で暮らすのもいいかなと考え、2時間くらいで決断しました」と、語る大橋さん。1998年に釜石に移住し、同社に入社。2004年に代表取締役に就任しました。

釜石では地域の方や水産に関わる他の企業にも恵まれ順調にビジネスを展開していきますが、2011年の東日本大震災では工場が全壊するなど大きな被害を受けました。なんとか立て直しをと考えていたときに、避難所で協力工場の責任者とばったり出会いました。その協力工場は難を逃れて

いたことを聞き、「一緒にやりましょう!」と協力工場と業務を再開することを決意。再開目標を震災から1カ月後と定め、急速に準備を進め予定通り4月11日に業務を再開。翌年の2012年5月には新工場を再建しました。

トヨタ生産方式を導入し 生産性が向上

同社の強みは少量・多品種・短納期生産です。それを可能にしているのはトヨタ生産方式の導入です。トヨタのOBの方との出会いがあり、その方の指導のもと業務プロセスを見直し、生産ラインを改善しました。「看板方式やジャストインタイムといったテクニク的なことよりも、基本となる『平準化』といった思想的な部分を教わりました。原価の大幅な低減を実現し、生産性は2倍に向上しました」と、大橋さんは語ります。

また、経営者としてのターニングポイントになったのは、経営の神様と呼ばれた稲盛和夫氏主宰

の「盛和塾」への入塾でした。毎月盛岡で行われる定例会や横浜で開催される盛和塾世界大会などへの参加を通し稲盛氏の考え方に触れるとともに、受講生との親交を通して多大なる刺激を得たといいます。

環境の変化に対応する

近年は温暖化による生育環境の変化で、日本近海ではイカの不漁が続いています。特にスルメイカの漁獲量は最盛期の5%までに激減。「これまでは『イカのことなら井戸商店』といわれイカにこだわってきましたが、今後はその他の魚介を取り扱うことを検討しています。また、国内だけでなく海外のマーケットを視野に入れていきます」と、大橋さんはビジョンを語ります。自然環境や社会環境の変化にスピーディに対応し、常にアップデートを図る井戸商店。今後のさらなる進化に目が離せません。



BIOGRAPHY

- ・1958年 北海道芦別市滝里町に生まれる
- ・1983年 北海道大学大学院工学研究科修了
- ・1983年 物理探査会社(東京都中野区)入社
- ・1992年 ソフトウェア会社入社
- ・1998年 株式会社井戸商店入社
- ・2004年 代表取締役就任

株式会社井戸商店

1968年に釜石で創業、50年を超える歴史を誇る。主にイカのカット加工品製造(いか切身、イカリング、いか短冊など)を展開。原料調達から販売まで一貫して行い、その品質は業界でも高い評価を獲得している。

- 🌐 <https://ido-syoten.jp/>
- 📍 岩手県釜石市大平町4-1-26
- ☎ 0193-22-5561



経営者の ミカタ

ワンポイントで
経営者をサポート
Corporate resource column

This month's theme

国内にオフィスがない 外国法人の消費税の対応について



法人ソリューショングループ
(国際部)
実平 浩通

日本国内にオフィスがない外国法人が、どのような場合に消費税の納税義務が発生するのか、またどのような書類を税務署へ提出するのか解説します。

1. 納税義務の判定

国内で課税資産の譲渡などをした事業者の納税義務の判定は、国内の事業者と同様に、基準期間と特定期間の課税売上高などで判定します。

新設法人などの納税義務の免除の特例がありますがこれらも違いはありません。なお、国内で資産の譲渡などを行っているが、国内に事務所がない非居住者や外国法人を特定国外事業者といいます。

2. 消費税課税事業者届出書

納税義務の判定により課税事業者となる場合には消費税課税事業者届出書(基準期間用)または(特定期間用)を税務署長へ提出します。特定国外事業者は国内に住所などを有さないの、麴町税務署長へ提出します(右記3.から5.の書類も同様です。)

3. 消費税納税管理人届出書

日本に住所や居所がある納税管理人は税理士である必要はなく、個人法人問いません。税務当局と特定国外事業者との書類送付や連絡は納税管理人を窓口として行われます。

4. 適格請求書発行事業者の登録申請書 (国外事業者用)

免税事業者が、納税義務の免除の規定の適用を受けないこととなる課税期間から登録を受けようとする場合は、この登録を受けようとする課税期間の初日から起算して15日前の日までに提出する必要があります。課税事業者が提出する場合のこの申請による登録の効力は、税務署長が登録をした日から生じます。

登録申請には「適格請求書発行事業者の登録申請書(国外事業者用)」を使いますので、誤って「(国内事業者用)」を使わないようにしましょう。

5. 税務代理人権限証書

納税管理人と異なり税理士または税理士法人であることが必要です。適格請求書発行事業者の登録申請に添付します。

もっと身近に パブリック

医療・社会福祉・公益法人・
地方公共団体の“今”



社会福祉法人部
藤江 高寛

福祉分野での報酬とは？

報酬とは？

社会福祉法人が行う事業のうち介護分野と障害分野における主となる収入源は、前者であれば介護保険制度における介護報酬であり、後者であれば障害福祉サービス等報酬となります。これらの一部を原則、利用者が負担し、残りは介護保険料や公費から賄われております。

そして、これらの報酬は、提供するサービスに応じた点数によって定められているほか、事業所のサービス提供体制や利用者の個別の状況に応じて加算がされます。

2024年は報酬改定の年

この報酬の価格や基準の変更が3年に1度見直され、2024年はまさに改定の年となります。今回の改定内容を大まかにいえば、福祉業界と取り巻く環境に対応するように、物価高騰などに対して基本報酬の全体的なプラス改定や、人手不足や賃上げに対応するような処遇改善加算の見直し、ICT活用・生産性向上に関する加算、感染症や災害に対するBCP策定の徹底を求める(減算項目)などが主な項目となっています。

また、今回の改定は2年おきに改定がされる医療の診療報酬の改定の年と重なるため医療・介護・障害のトリプル改定の年にあたります。福祉施設においてはコロナの影響も残っている点や、サービスの質を上げるという観点から、医療との連携にも重きをおかれています。

詳細な内容は厚生労働省からの公表資料をご確認いただければと思いますが、報酬改定は福祉業界に対するメッセージ性を伴うものであるため、積極的な加算を取るためにも経営環境を整備するだけでなく、次回以降の報酬改定も見据えて、潮流を読むということが重要な経営課題になるかと思えます。



労務のみらい

— 人は企業のプラットフォーム —

[社会保険労務士 須賀 琴美]

仕事と介護の両立支援制度について

高齢者人口の増加とともに、仕事をしながら介護をする人の割合は増加傾向にあり、介護を理由に退職する人は年間約10万人に上っています。介護を行う労働者が利用できる「介護休業制度」が育児・介護休業法に定められています。

1. 介護休業とは

労働者が要介護状態(負傷、疾病または身体上もしくは精神上の障害により、2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態)にある対象家族を介護するための休業です。対象家族は、配偶者(事実婚を含む)、父母、子、配偶者の父母、祖父母、兄弟姉妹、孫です。事業主は、条件を満たした労働者の介護休業を拒むことはできません。休業中の経済的支援として、一定の条件を満たす雇用保険の被保険者は、介護休業給付(賃金の67%)の支給を受けられます。

2. 介護休業の対象者

介護休業の対象者は、対象家族を介護する労働者(日々雇用を除く)です。ただし、有期契約労働者は、取得予定日から起算して、93日を経過する日から6カ月を経過する日までに契約期間が満了し、更新されないことが明らかでないことが条件です。なお、労使協定により一定の労働者を除外することも可能です。

3. 介護休業の期間

対象家族1人につき3回まで、通算93日まで休業できます。

《取得例》

| | | | |
|----|--------------|--------------|--------------|
| 例1 | 介護休業① 30日 | 介護休業② 30日 | 介護休業③ 33日 |
| 例2 | 介護休業① 93日 | | |

4. その他の制度について

育児・介護休業法には、介護休業以外に以下の制度が定められています。

- ・介護休暇(対象家族が1人の場合は年5日まで。1日または時間単位で取得)
- ・所定労働時間の短縮等の措置
- ・所定外労働の制限
- ・時間外労働の制限
- ・深夜業の制限

参考:「仕事と介護の両立～介護離職を防ぐために～」(厚生労働省)、「令和4年就業構造基本調査結果」(総務省統計局)

あれこれ
相続の
気にな
ちよつ
と

木村信夫の



辻・本郷 税理士法人
副理事長

ご主人の名義預金ではなく 妻への贈与財産?

1 ある相続税調査で

相続人は妻と子供2人で、相続財産は1億円でした。すべての財産を相続した妻は期限内申告をしました。納税は配偶者の税額軽減を受けて相続税の負担は0円でした。

申告して2年後に相続税の調査が行われました。そこで問題となったのがパートの仕事しかしてこなかった妻名義の預金5千万円でした。亡くなる数年前にご主人の指示でご主人のお金を妻の口座に移して、妻が運用をしていました。

調査で指摘されたのでご主人の名義預金(ご主人の相続財産)として相続税の修正申告をしました。

しかし税務署は、その5千万円は相続財産ではなく、妻の口座に入金されたときに利益移転があったので贈与であると認定してきました。したがって配偶者へのみなし贈与ということで贈与税の課税をしてきました。

2 なぜ贈与税の課税をしてきたのか

おそらく、その5千万円がご主人の名義預金ということで相続税の修正申告を認めると配偶者の税額軽減の1億6千万円の枠があるので相続税は課税できません。そこでみなし贈与の課税となったと考えられます。

仮に、その5千万円の名義預金について、仮装または隠蔽に該当する場合には配偶者の税額軽減の適用がないので通常の相続税を支払うことになります。

推測ですが、仮装または隠蔽に該当する事実はないと妻が税務署に主張して相続税の修正申告をしたものと考えられます。

3 国税不服審判所の判断は

妻は贈与税の課税に納得できなかったので審査請求をしました。

審判所は、「妻が自ら私的な用途で費消した事実はみられない。ご主人から包括的同意を得たうえでその財産は妻により管理・運用されていたものと評価できる。夫の財産を妻が運用することはままあることである」ということで、妻に贈与された財産ではなく、亡くなったご主人の相続財産であると判断しました。結果的には当初の相続税の修正申告通りになり相続税の負担はありませんでした。

ご主人の財産を妻が妻名義で運用するとみなし贈与の課税の可能性もあるので注意が必要です。





社・本郷 税理士法人

オフィスのレポート

Vol. 51 東京ミッドタウン八重洲事務所

全国で活躍している社・本郷 税理士法人の事務所をご紹介します。
第51回目となる今回は、東京ミッドタウン八重洲事務所からのレポートです。



ここが東京ミッドタウン八重洲事務所のご来客用の入口。セミナー用のサロン風のスペースと会議室へと続きます。



執務室内にはふんだんに緑が飾られています。照明や机、椅子などのインテリアにもこだわりが詰まっています。

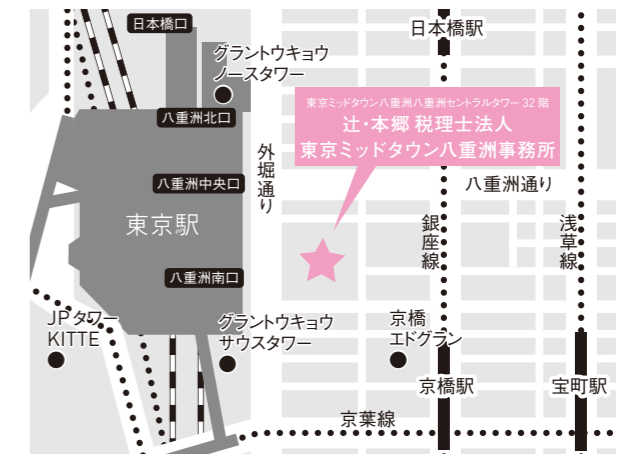


高級感のある会議室からは、東京タワーやレインボーブリッジが見え、お客さまからもご好評いただいています。

東京ミッドタウン八重洲について

私たちが入居している東京ミッドタウン八重洲は、2023年3月にオープンしたての話題のビルです。オフィス棟32階の執務室からは、目の下に広がる皇居の緑とその上に遠く綺麗な山が望め、ふと顔を上げたときなどにリフレッシュできます。

東京ミッドタウン八重洲事務所には、ファミリーオフィス事業部、事業承継コンサルティングセンター、プライベートウェルスマネジメント部の3つの部署が集結しています。お客さまファミリーの効果的な資産防衛や資産承継、また円滑な事業承継のサポートを主務とし、お客さまのご期待に応えられるよう、メンバーそれぞれが日々、プロフェッショナルとしての知識と技を磨いています。



東京ミッドタウン八重洲事務所

〒104-0028 東京都中央区八重洲2-2-1
東京ミッドタウン八重洲 八重洲セントラルタワー32階



ファミリーオフィス事業部
シニアパートナー 税理士

浅野 恵理

2002年 社・本郷 税理士法人入社
資産承継業務において、ファミリー全体の資産の保全と運用サポートに注力しています。今夏には皇居周りのウォーキングデビューする予定です。

1

ファミリーオフィス 事業部

私たちは世代を超えて一族のご発展をお手伝いすることをコンセプトにしております。資産の管理や承継に係る税務、法務面の対応はもちろんですが、ご子息の教育、医療施設の紹介、趣味のアートのご相談など、非財務的側面にもお応えすべく、より一層活動の幅を広げております。



事業承継コンサルティングセンター
シニアパートナー 税理士

松浦 真義

2002年 社・本郷 税理士法人新卒入社
事業承継コンサルティング業務の責任者を担っています。趣味はマラソンのためオフィスから皇居が近いのが嬉しい。

2

事業承継 コンサルティングセンター

後継者に自社株や事業用資産をいかに集中して承継するか、後継者以外の親族が承継する財産とのバランスをどうするか、将来相続が発生した際の納税資金確保など、さまざまな課題からお客さまに寄り添った事業(経営)承継計画の立案及び実行支援を心掛けています。



プライベートウェルスマネジメント部
シニアパートナー 税理士

鈴木 淳

2005年 社・本郷 税理士法人入社
資産承継に関する一手段として民事信託コンサルティングも得意としています。趣味のスキーでは初心者ながらもコブ斜面にデビュー。

3

プライベートウェルス マネジメント部

資産承継に関するご相談対応や資産管理会社の運営サポートなど生前の相続対策から、相続税の申告・税務調査対応、次世代における課題解決提案まで幅広く業務を行っております。また、資産が海外にある、親族が海外いらっしゃるなど国際資産税業務にも積極的に対応しています。

「経営力強化セミナー2024」が 開催されました

2024年は医療・介護の同時改定という6年に1度の機会です。

そこで、報酬改定などを踏まえて病院経営戦略をどのように考えていくべきかをテーマに、厚生労働省、病院経営者をゲストにお迎えして、「経営力強化セミナー2024」を4月12日に開催しました。



共催

辻・本郷 税理士法人
本郷メディカルソリューションズ株式会社
株式会社日本医療企画

会場

アルカディア市ヶ谷私学会館 宴会場

Web

オンライン配信

政府の方針を踏まえて 診療報酬改定を読み解く

セミナーは三部構成で開催され、第一部と第二部は講師による講演、第三部はパネルディスカッションが行われました。会場とオンラインの同時開催で、病院やクリニックを運営する医師など医療関係者を中心に多くの方々にご参加いただきました。



第一部は厚生労働省保険局医療課長の眞鍋馨氏をお招きして、「令和6年度診療報酬改定について」をテーマに講演を行いました。「賃上げ・基本料の引き上げ」「医療DXの推進」「同時報酬改定における対応」など、重要事項を中心に具体的な改定内容を説明。医療においては生活の視点を、そして介護においては医療の視点を重視することが、今回の改定を読み解くポイントだとし、政府の政策を踏まえて分かりやすく解説いただきました。

第二部は辻・本郷 税理士法人ヘルスケア事業部の須田博行(公認会計士/税理士)が「国策を見据えた今後の医療経営の舵取り」をテーマに講演を実施。賃上げ促進を一つの大きな目標に掲げた令和6年度税制改正を医療経営に即して解説するとともに、フリーキャッシュフローなど財務分析の重要性を説明しました。



同時改定を受けて 今求められる病院経営とは

第三部はパネリストに社会医療法人慈生会等潤病院院長の伊藤雅史先生、社会医療法人弘恵会ヨコクラ病院院長の横倉義典先生をお招きし、そして辻・本郷 税理士法人の須田博行を加え、株式会社日本医療企画PHASE3編集長の八木一平氏をファシリテーターにパネルディスカッションが行われました。今回の診療報酬改定を受けて、伊藤先生は「急性期医療の機能分化や地域包括医療病棟入院費の新設など、医療と介護の連携をさらに推進するというメッセージ性の強い改定だ」と発言されました。また、病院経営については横倉先生から「今後は、収入増は望めなくなる。コストを意識しながら収益をいかに維持するかが重要だ」といった意見をいただきました。



そのほかにも高齢者救急や持分なし医療法人などについても、熱心な意見交換が行われました。3時間におよぶセミナー終了後には懇親会が持たれ、和やかな雰囲気の中閉会となりました。

辻・本郷セミナー

◎お問い合わせ: メール consuldiv@ht-tax.or.jp
※セミナータイトルにつきましては変更の可能性があります。

セミナー一覧・お申し込み



【好評につき再配信】思わぬリスク!? 就業規則の落とし穴

【視聴可能期間】2024年6月4日(火) 11:30~6月10日(月) 17:00 (講演時間 約30分)

◎講師: 辻・本郷 社会保険労務士法人 特定社会保険労務士 田中 宏二
TH弁護士法人 弁護士 近藤 枝里子

WEB

参加費無料

【安積塾】第一回 国税庁質疑応答事例から留意点を学ぶ~所得税・相続税編~(全二回)

【視聴可能期間】2024年6月6日(木) 11:30~6月12日(水) 17:00 (講演時間 約90分)

◎講師: 辻・本郷 税理士法人 審理室 室長 税理士 安積 健

WEB

参加費: ¥5,000

【相続これで安心】上手に活用! 生命保険と相続税

【視聴可能期間】2024年6月11日(火) 11:30~6月17日(月) 17:00 (講演時間 約30分)

◎講師: 辻・本郷 税理士法人 横浜事務所相続センター 税理士 渡辺 可子

WEB

参加費無料

経営オーナー必見! 製造業における見える化・磨き上げ

【視聴可能期間】2024年6月13日(木) 11:30~6月19日(水) 17:00 (講演時間 約45分)

◎講師: 辻・本郷 税理士法人 事業承継コンサルティングセンター シニアマネージャー 鹿子嶋 秀哉

WEB

参加費無料

税理士が知っておくべきM&Aのリアル! 事務所成長のポイント

【開催日時】2024年6月18日(水) 16:00~17:00

【再視聴期間】2024年6月20日(木) 11:30~6月26日(水) 17:00 (講演時間 約60分)

◎講師: SBI 辻・本郷M&A株式会社 事業承継部 事業部長 土橋 道章
辻・本郷 ITコンサルティング株式会社 代表取締役社長 黒仁田 健
◎ファシリテーター: SBI 辻・本郷M&A株式会社 事業承継第四部 山本 唯聖
辻・本郷 ITコンサルティング株式会社 執行役員 コンサルティング事業部 部長 大下 宏樹

オンライン

WEB

参加費無料

※Zoomを利用した
オンライン配信

【専門講座】弁護士が解説! 税理士が陥りがちなトラブル事例

【視聴可能期間】2024年6月20日(木) 11:30~6月26日(水) 17:00 (講演時間 約60分)

◎講師: TH総合法律事務所 弁護士 高橋 康夫

WEB

参加費: ¥5,000

決算業務を効率化! 税理士・会計士とのデータやり取りが一瞬で終わる方法

【視聴可能期間】2024年6月25日(火) 11:30~7月1日(月) 17:00 (講演時間 約45分)

◎講師: 辻・本郷 ITコンサルティング株式会社 コンサルティング事業部 マネージャー 西野 雅文
日本フムネット株式会社 ソリューション営業部 パートナーセールスチーム 櫻木 優里 様

WEB

参加費無料

本から学ぶ 会計人の強い味方「税務・法務モバイルブック2024」の活用

【視聴可能期間】2024年6月27日(木) 11:30~7月3日(水) 17:00 (講演時間 約90分)

◎講師: 辻・本郷 税理士法人 法人ソリューショングループ シニアコンサルタント 税理士 鈴木 史子

WEB

参加費: ¥5,000

ほんごうの経営ノート2024 出版記念セミナー ~インフレ下の新しい飯の種(ビジネスモデル)~

【開催日時】2024年6月26日(水) 14:00~17:00

【再視聴期間】2024年6月28日(金) 11:30~7月4日(木) 17:00 (講演時間 約180分)

◎講師: 辻・本郷 グループ 会長 公認会計士/税理士 本郷 孔洋
◎会場: 辻・本郷 税理士法人 東京ミッドタウン八重洲事務所 カフェテリア



会場

オンライン

WEB

参加費: ¥50,000

※会場とオンラインの
同時開催となります

新刊書籍

ほんごうの経営ノート 2024
~インフレ下の新しい飯の種(ビジネスモデル)~

著者: 本郷 孔洋 発行: 2024年3月26日
発行: 東峰書房 定価: 1,540円(税込)

相続セミナー

会場

参加費無料

※ご来場いただく会場セミナーとなります。

◎各会場時間共通: 座談会 14:00~/相談会 15:00~

【座談会】夫の相続財産か妻への贈与財産か

【札幌】6月26日(水) ◎会場: かでの2・7

◎詳細: 札幌事務所 011-272-1031

【新潟】6月26日(水) ◎会場: 新潟日報メディアシップ

◎詳細: 新潟事務所 025-255-5022

お申し込み・
お問い合わせは
各事務所まで

事務所一覧 | 国内90拠点・海外7拠点 (2024年6月現在)

事務所の詳細は当社ホームページよりご確認ください。
<https://www.ht-tax.or.jp/corporate/>



海外拠点

- カンボジア プノンペン
- ミャンマー ヤンゴン
- タイ バンコク
- シンガポール シンガポール
- アメリカ ニューヨーク
ロサンゼルス
ハワイ

九州・沖縄地方

- 福岡県 北九州事務所
福岡事務所
福岡天神事務所
久留米事務所
- 大分県 大分事務所
- 熊本県 熊本事務所
- 宮崎県 宮崎事務所
延岡事務所
日向事務所
- 鹿児島県 鹿児島事務所
- 沖縄県 沖縄事務所

中国・四国地方

- 岡山県 岡山事務所
- 広島県 広島事務所
- 山口県 長門事務所
- 高知県 高知事務所

関西地方

- 京都府 京都事務所
- 大阪府 関西事務所
- 兵庫県 神戸事務所

北海道・東北地方

- 北海道 札幌事務所
- 青森県 青森事務所
八戸事務所
- 秋田県 秋田事務所
- 岩手県 盛岡事務所
遠野事務所
一関事務所
- 宮城県 仙台事務所
- 福島県 福島事務所
郡山事務所
いわき事務所

中部地方

- 新潟県 新潟事務所
長岡事務所
上越事務所
- 富山県 富山事務所
- 福井県 坂井事務所
- 山梨県 甲府事務所
大月事務所
- 長野県 長野事務所
松本事務所
- 岐阜県 岐阜事務所
- 静岡県 静岡事務所
伊東事務所
- 愛知県 豊橋事務所
名古屋事務所
- 三重県 四日市事務所

関東地方

- 栃木県 宇都宮事務所
宇都宮中央事務所
宇都宮西事務所
- 茨城県 水戸事務所
潮来事務所
- 群馬県 高崎事務所
富岡事務所
- 埼玉県 熊谷事務所
大宮事務所
越谷事務所
越谷花田事務所
川口事務所
所沢事務所
- 千葉県 柏事務所
千葉事務所
船橋事務所

- 東京都 亀戸事務所
北千住事務所
秋葉原事務所
東京ミッドタウン八重洲事務所
銀座事務所
蒲田事務所
蒲田駅東事務所
池袋事務所
新宿ミライナタワー事務所
西新宿事務所
新宿センタービル事務所
新宿御苑事務所
新宿HR事務所
代々木事務所
渋谷事務所
練馬事務所

- 吉祥寺事務所
- 立川事務所
- 府中事務所
- 瑞穂事務所
- 町田事務所
- 神奈川県 横浜事務所
横浜スカイビル事務所
センター南事務所
青葉台事務所
横浜井土ヶ谷事務所
大和事務所
厚木事務所
湘南事務所
小田原事務所

SCOPEの宛先変更・配送停止をご希望の方

お手数ですがフォームよりお手続きをお願いいたします。

<https://www.ht-tax.or.jp/rd/sc3/>

